

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 処分をした年月日 平成22年1月19日
- 2 処分を受けた者の商号 上田土木
- 3 主たる営業所の所在地 佐賀県唐津市浜玉町東山田田中5235番地
- 4 代表者の氏名 上田一人
- 5 当該建設業者の許可番号 佐賀県知事許可（般－17）第8438号
- 6 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 期間

平成22年1月26日から平成22年1月28日までの3日間

7 処分の原因となった事実

上田土木の代表者 上田一人は、平成20年11月26日に、賃金不払いによる労働基準法違反により唐津簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受け、平成20年12月12日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。